

日本型会社制度研究の課題と その解決策¹⁾

株式会社の制度的柔軟性と
近代産業部門の特殊性

柴田淳郎

Atsuro Shibata

滋賀大学 経済学部 / 准教授

I はじめに

本論文の目的は、経済史・経営史分野における日本の会社制度に関する諸研究を整理し、経営学として、日本型会社制度研究を展開していく上で、今後、どのように研究を進めていけば良いのか、その指針を得ることを目的としている。

日本企業の経営制度に関する研究としては、日本型経営論が世界的に注目された時期があったが、これらの研究は高度成長期の日本の大企業を分析対象とした共時分析である。私が経営学において今後着手していきたい研究課題は、日本の産業資本主義化の出発点までを視野に入れた日本企業の経営制度に関する通時分析である。これまで、日本企業の経営制度に関する通時分析は、経営学の課題であるというより、経済史・経営史分野の研究課題であった。経営学は学問として成立してからわずか100年の歴史しかなく、100年を超えるような通時分析に関する研究蓄積も極めて少ない。つまり、日本企業の経営制度に関する通時分析に着手するためには、経済史・経営史分野の研究に頼らざるを得ないのである。

本論文の第一の目的は、明治期から大正期、いわば日本の産業資本主義化の黎明期に誕生した日本企業の会社制度及びその運営原理である企業統治制度がどのような特徴を備えていたのか、その特質や運営原理について、経済史・経営史分野の会社制度に関する諸研究を参照しつつ、整理することである。

本論文の第二の目的は、経済史・経営史分野の会社制度に関する諸研究を手掛かりに、日本型会社制度に関する通時分析を展開する上で、今後、どのような視点に立った研究が必要とされるか、またどのような産業部門に注目していくべきか、経営

¹⁾ 本論文は柴田(2006)を大幅に改定し、再構成したものである。

学における日本企業の経営制度に関する研究を深化する上での指針を得ることを目的としている。

II 日本の経済史・経営史分野の 会社制度に関する諸研究の整理

経済史・経営史分野における日本の会社制度に関する諸研究は大きく3つの研究分野に分類可能である。①会社制度成立に関する研究、②日本型企業統治制度の源流に関する研究、③産地の比較優位に関する研究である。ここでは、それぞれの分野の研究内容について、明治期・大正期の企業を対象とした主要な研究をもとに、経済史・経営史分野の会社制度に関する諸研究を整理すると共に、日本の産業資本主義黎明期における日本企業の会社制度やその運営原理である企業統治制度の特質及び経済的機能がどのようなものであったかを紹介していきたい。

2.1. 会社制度成立に関する研究

日本における会社制度成立に関する研究の代表的論者のひとりである高村(1996)は、その著書「会社の誕生」において、株式会社の意義を以下のように言及する。「産業革命の元祖ともいべきイギリスの場合には、主役となった企業形態は数人程度の共同出資企業であったといわれるが、日本では、資本蓄積の乏しさと産業革命とのギャップを埋める役割をはたしたのが、株式会社であった」と。つまり、先発資本主義国であった欧米諸国と比較して、資本蓄積の低位性として特徴づけられる日本は、莫大な資本投下が必要となる産業革命を成し遂げるために、社会的資本の集中・糾合に適した株式会社が重要な役割を演じた」と指摘する。

このような研究背景もあり、この分野の経済史・経営史研究は、十全たる制度的形態を備えた株式会社がどの企業であったかが究明されることとなった。例えば、上田(1913)は、その著書「株式会社経済論」で、明治5年(1872年)に発布された国立銀行条例に基づき創立された第一国立銀行がわが国における株式会社の嚆矢であると指摘する。第一国立銀行は、株主総会の規定はなかったが、有限責任制が明記され、等額株式の発行、またその自由売買の保証、さらに会社機関が存在したことがその主張の根拠となっている。

この上田(1913)の主張に反論を展開したのが、この分野の決定版的研究とされる菅野(1966)の「日本株式会社発生史論」である。菅野(1966)は上記の上田(1913)の見解に対し、反論を展開した。菅野(1966)は明治元年(1868年)に明治政府によって創立された通商会社・為替会社が日本の株式会社の嚆矢であると指摘する。その主張の根拠は、多数株主による共同出資によって設立された企業であること、証券制度が成立していたこと、重役制度を備え、所有と経営の分離が確認されること、以上の3点であった。通商会社・為替会社は有限責任制に関する規定は明記されていなかった。つまり、菅野(1966)は有限責任制の成立を株式会社の本質的特徴を示すメルクマールと考えなかったのである。

以上の菅野(1966)の株式会社理解に対して、もっとも痛烈な批判を展開したのは、由井(1963; 1968)の「わが国会社企業先の先駆的形態」ならびに「明治初年の会社企業の一考察」である。これらの研究によれば、資本集中と企業経営の実体的構造は、即ち、出資と経営の機能的関係は、経営職能を負担する出資者である機能資本家とその機能資本家に対する無機能有限出資が存在すると指摘する。そして、全社員の有限責任制が成

立していない以上、たとえ重役制度を備え、一定の所有と経営の分離が生じていたとしても、社員に一定の資格制限が必要となり、株式制が存在していたとしても、株式の自由譲渡は成立しない。即ち、全社員の有限責任制が成立していない限り、他のどのような株式会社の特徴を備えていたとしても、資本集中・糾合機構としての株式会社の基本的メカニズムを備えているとはいえない。つまり、通商会社・為替会社は、株式会社と同定することはできないと指摘するのである。高村(1996)も由井(1963;1968)と同じ理由により、通商会社・為替会社を株式会社の嚆矢とする菅野(1966)の主張に同意していない。

また、由井の批判は、明治5年(1872年)に発布された国立銀行条例に準拠して創立された第一国立銀行を日本の株式会社の嚆矢とする見解にも向けられる。由井(1974)は、「国立銀行条例に定められている国立銀行がはじめから株式会社をめぐっていたことは明らかである」、また「そうした面からも、従来、経済史家のなかでは、同条例による第一国立銀行をもって、最初の株式会社とみる見解がしばしば行われている」としながらも、「第一国立銀行についても、完全な株式会社とすることには疑問が多いといわねばならない」と主張している。等額株式の発行、会社機関の存在、筆頭取締役の選任方法など、かなり進歩した制度でスタートしたが、株式の自由譲渡の制限、ならびに無限責任負担を示す規定の存在により、第一国立銀行を株式会社の嚆矢とする見解に同意しなかったのである。由井(1974)によれば、日本で株式会社が形式的にせよ、徹底するようになったのは、明治10年代であり、株式取引所条例の制定により、設立された東京株式取引所が有限責任制の規定を備えていたことを指摘している。由井(1974)は、これまでの会社制度成立に関する研

究にみられるように、どの会社が株式会社の嚆矢であるかについて、自身の見解を述べてはいないが、明治20年代に、紡績・鉄道産業を中心に名実ともに備えた株式会社が普及することとなったと主張している。

由井(1963;1968;1974)とは対照的に、高村(1996)は明治5年(1872年)の国立銀行条例発布に基づき創立された第一国立銀行が株式会社の嚆矢であるという通説を支持している。由井(1974)は国立銀行条例の規定に、無限責任が示されている事実を指摘し、第一国立銀行は株式会社ではないと主張した。また、高村(1996)は由井(1974)と同様に国立銀行条例に無限責任を示す規定が存在することを認めると共に、その一方で有限責任を示す規定も存在することを認めている。即ち、国立銀行条例は多様な解釈が成立する規定を備えていたことが理解できるのである。高村(1996)はその原因を政府当局の有限責任制に対する不理解に求めている。

ここまで主要な会社制度成立に関する経済史・経営史研究をみてきた。要約すると、上田(1913)・高村(1996)を中心とする第一国立銀行を日本の株式会社の嚆矢とする立場、菅野(1966)を中心とする通商会社・為替会社をわが国の株式会社の嚆矢とする立場、最後に、どの企業が株式会社の嚆矢であるかについて、明言はしていないが、由井(1963;1968;1974)を中心とする株式取引所や紡績・鉄道産業に属する企業を日本の株式会社の嚆矢とする立場があるといえる。ここでの主要な論点は、明治期に日本で創立された企業の中で、どの企業が株式会社として十全な制度的・実体的形態を備えていたのかという点であった。その意味で、この時期の会社制度成立に関する研究は、株式会社成立論とまとめることができよう。これら株式会社成立論の限界は、最終的な結論と

して、この時期に創立された企業のうち、どの企業が日本の株式会社の嚆矢であったのかという点について、有力な見解は存在するものの、合意をえることができなかった点にあると思われる。その理由は、結論だけいえば、それぞれの論者の株式会社の定義が異なるからである。どのような会社制度上の特徴を制度的・実体的に備えている企業が株式会社と呼べるのか。その定義が相違すれば、どの企業を株式会社と同定しうるかに相違がでるのは、ある意味では自明なことであるといえるかもしれない。

一方で、この時期の日本の会社制度成立に関する議論がなぜ十全たる制度的・実体的形態を備えた株式会社の探索と同定に議論が絞られていったのか。この点は一考に値する。

幕末・明治期にかけて、日本は欧米諸国で成立したカンパニーと呼ばれるビジネスの仕組みを導入した。その理由はカンパニーを後発資本主義国である日本の資本蓄積の低位性を克服する有力な手段と理解されたからである。つまり、以上の議論が株式会社の成立に焦点化された理由は、資本蓄積の低位性を克服する手段として、社会的資本を企業に集中・糾合するという経済的機能が、会社制度の中でも、特に株式会社がもっとも優れた制度であると考えられたためである。有限責任制の成立に議論が集中した理由もこれと同じである。株式会社と他の会社制度との決定的な制度的相違点は有限責任制の有無に求められ、有限責任制の成立が社会的資本を企業に集中・糾合する上で、不可欠な規定であると考えられたためである(大塚, 1969)。

2.2.日本型企業統治制度の源流に関する研究

次に、日本型企業統治制度の源流に関する研究をみていきたい。宮本・阿部(2005)は、日本型

企業統治制度の特徴を次の4点に求めた。①経営政策の決定にあたる取締役会とその執行にあたるエグゼクティブないしマネジメント・チームが一致していること、②企業間の株式持ち合いと株主安定化工作によって、株式市場から相対的に独立した企業経営が行われていること、③ステイクホルダーとして従業員が企業の意思決定に一定の影響力をもっていること、④企業の資金調達において間接金融の比重が高く、銀行、とりわけメイン・バンクが、企業経営をモニターする機能を果たしていることである。日本型企業統治制度の源流に関する研究は、以上のような日本型企業統治制度の諸特徴を日本企業が備えることとなった時期が議論の争点となっている。

この研究分野で、最も有力な見解は、岡崎(1995)の第二次世界大戦という戦時期に、日本型企業統治制度の源流を求める立場である。この立場を本論文では、宮本・阿部(2005)に倣い「戦時源流説」と呼ぶ。

戦時源流説の論点は以下の2点である。①日本型企業統治制度の諸特徴を日本企業が備えることになった時期が第二次世界大戦期であるという点、②第二次世界大戦期以前の日本企業の企業統治制度の特徴は古典的な株主主権であったという点である。第二次世界大戦期以前の日本企業は、株価や配当にのみ関心を示す株主によって支配されていたと主張するのである。

このような岡崎(1995)の主張に対して反論をしたのが、宮本・阿部(2005)である。宮本・阿部(2005)は、岡崎(1995)が指摘する株価や配当にしか関心を持たない大株主支配の体制をアングロ・サクソン型企業統治制度と呼称したが、このような体制は、あくまで「19世紀末から20世紀初頭までの短時間で終わり、雇用経営者支配が第一次大戦前後には確立した」と株式会社形成期

における大阪紡績会社と日本生命保険会社の2社の事例分析に基づき、反論を展開するのである。

その主張を要約すれば、以下のようになる。確かに大阪紡績会社や日本生命保険会社においても創立当初は、岡崎(1995)が指摘するアングロ・サクソン型、即ち株価や配当にのみに関心を示す大株主支配の企業統治体制が両企業においてもとられていた。しかし、それが故に、雇用経営者が力を持ったと指摘する。当時の大株主は兼任重役であり、これらの重役たちは会社経営に必要とされる専門知識が不足していた。その不足を補うために、技師長・工場長・支配人などの管理職への権限委譲を実施する必要があったのである。

大阪紡績会社・日本生命保険会社、両企業とも、創立初期には大株主が取締役に就任し、これら大株主は企業内で大きな発言力を持った。これら大株主は自身の関心の中心である投資に対する収益が不況等により、脅かされると感じた際には、管理職社員を糾弾した。この意味で、宮本・阿部(2005)も両会社創立当初には、アングロ・サクソン型の企業統治体制が存在したという点については認めている。しかしながら、宮本・阿部(2005)は、このような株主たちからの圧力に対抗していくために、両会社は株主安定工作を推し進めていったと指摘する。即ち、雇用経営者及びそれと協調的な大株主が株式を購入し、雇用経営者支配に有利な所有構造を形成していった点を指摘するのである。

岡崎(1995)と宮本・阿部(2005)の主張を要約すると以下のようになる。つまり、岡崎(1995)の「戦時源流説」は、日本型企業統治制度の形成時期は、戦時期、即ち第二次世界大戦期であり、またそれ以前はアングロ・サクソン型の企業統治体制であったと指摘する。その一方で、宮本・阿部(2005)は、確かに日本企業の企業統治制度はその初期

においてはアングロ・サクソン型であり、岡崎(1995)の主張の一部は認めているものの、このような体制は早期に終了し、第一次世界大戦期には、日本型企業統治制度の特徴の一部とはいえ、備えていたと主張するのである。

つまり、両者の主張の相違点は、日本型企業統治制度の成立時期である。しかし、その一方で共通点も存在する。即ち、岡崎(1995)、宮本・阿部(2005)も日本企業の創立期における株式会社の企業統治制度の特徴はアングロ・サクソン型であったという点においては共通するのである。

2.3.産地の比較優位に関する研究

産地の比較優位と会社制度との関係に焦点をあてた研究は極めて少ない。その中で、この分野を代表する研究として、天野(1996)の「醤油産地の比較史—湯浅と小豆島」がある。近代以降の会社制度を分析対象とした経済史・経営史分野の研究は、前述してきたように、近代産業部門に分類される企業を分析対象としてきた。本論文は在来産業である醤油産業を分析対象とした研究である。

本論文の主題は、江戸期においては相対的に優位であった湯浅が、明治期に入り、衰退傾向を示したのに対し、新興の醤油産地である小豆島が先発の醤油産地である湯浅に対し、比較優位を確立するに至った要因を明らかにすることにある。

18世紀後半以降、備前児島、播磨龍野、紀伊湯浅、讃岐小豆島の4つの醤油産地は、大阪市場において産地間競争を展開していた。先発産地としての湯浅は、江戸期では大阪市場を基軸としていたが、明治期にはそのウェイトを減らし、地元和歌山市場の比重が増加していったのである。即ち、明治期の湯浅は産地間競争を優位に展開するこ

とができず、大阪市場から後退せざるをえなかった。

一方、後発産地の小豆島は、明治初年(1868年)より十年代に、醤油の造石高が急激に増加した。明治15年(1882年)には、3万4,000石を超え、松方デフレ期を挟んで、一時その動向が頓挫するものの、明治35年(1902年)の造石高は8万1,091石、明治40年代には10万石を超える造石高を実現させていたと指摘するのである(天野, 1996)。

問題は、後発産地であった小豆島の醤油産業が、どのようにこのような造石高の増加を実現することができたのかという点である。天野(1996)は、小豆島醤油産業が社会的遊休貨幣の糾合一本論文のいい方でいえば、社会的資本の集中・糾合一を図る目的で、会社形態の醤油醸造企業を設立し、その結果、以上のような造石高の増加を実現したと指摘するのである。他の産地では、日清戦争後に会社形態を採用した醤油醸造企業が1社創立されるものの、ほとんどの会社形態を採用した企業は明治末期から第一次世界大戦以降に創立されていくのに対して、小豆島醤油産業においては、第一次企業勃興期には、株式会社形態の醤油醸造企業が創立されており、日清戦争後の第二次企業勃興期には、そういった特徴が大量現象として確認されるようになった。小豆島醤油産業において創立された会社形態を採用した企業は、資本金規模からみると必ずしも大きいものとはいえないが、それでも会社形態を採用することによって、それまでの狭隘な資本的限界を少しでも克服する方向へ確かな一歩を踏み出し、そうした潮流が小豆島醤油産業においてしっかりと定着していったと天野(1996)は指摘するのである。さらに、後発産地として醤油醸造業に参入した小豆島醤油産業は、先発産地との産地間競争に対応しなければならなかったが、そうした課題に正面か

ら応えるべく産地においてなされた重要な革新が、株式会社制度の積極的な導入であったと天野(1996)は結論づけるのである。

つまり、社会的資本の集中・糾合形態としての会社制度、またその最高形態として理解される株式会社の早期かつ積極的な導入が、小豆島醤油産業が湯浅醤油産業との産地間競争を制し、比較優位を実現可能とした理由であると天野(1996)は指摘するのである。

III 日本型会社制度研究における課題とその解決策

ここまで経済史・経営史分野の主要な会社制度に関する諸研究をとりあげ、その内容を記述してきた。ここではその内容を整理すると共に、経営学として日本型会社制度に関する通時分析を展開していく際の課題とその解決策を株式会社の制度的柔軟性及び近代産業部門の特殊性という観点から考察していきたい。

3.1.株式会社の制度的柔軟性に関する検討—企業形態の経済的側面—

日本型会社制度に関する通時分析を展開していく際に、経営学の視点から経済史・経営史の先行研究を俯瞰した場合、ひとつの難問に直面する。その難問とは、日本の産業資本主義化の出発点において成立した企業の企業形態的分類が各論者の株式会社の定義によってバラバラであり、どの企業が日本の株式会社の嚆矢であるのかを確定できない点にある。明治期という日本の産業資本主義化の出発点において、日本企業が企業形態としてどのような特質を備えていたのかが確定しなければ、日本企業の会社制度に関する通時分析を行う上での過去の準拠点—産業資本主義の

出発点における会社制度の特質という最も重要な準拠点を得られないからである。では、なぜこのような結論となったのか、またその問題はどのように解決可能か—経済史・経営史の観点からではなく、経営学の観点から—、ここではこのような課題とその解決策を経営学の視点から考察したい。

まず、日本の産業資本主義の黎明期において、どの株式会社が日本の株式会社の嚆矢なのか、有力な学説は存在するものの、すべての論者が合意可能な結論は得られていないという点は2.1.で指摘した。その理由はなぜだろうか。それは日本の株式会社制度が未成熟な段階で、十全な制度的形態を備えた株式会社の探索と同定に議論が焦点化されたからである。問題はなぜ議論がこのような方向に焦点化されていくこととなったのかである。その理由は、経済史・経営史分野においては、会社制度を後発資本主義国の資本蓄積の低位性を克服する手段として理解し、株式会社をその最高の手段として定位したためである。このような会社制度理解・株式会社理解は学問的には正しいものである。また、その後、多くの日本のビジネスが株式会社制度を採用していったことに鑑みても、日本の株式会社制度が制度的かつ実体的にいつ成立したのかを問う経済史・経営史研究自体はむしろ学術的にも重要な課題に取り組んでいることに異論を唱えるものはいないだろう。

しかし、その一方で、経営学研究として、日本の会社制度に関する通時分析を展開する際には、異なった視点からの研究が必要ではないかと考えるのである。なぜなら、前述したように、日本の産業資本主義化の出発点における日本企業の企業形態の特質やその運営原理である企業統治制度の特質を明らかにするためには、その前提として、どの企業を分析対象とすべきかという問題を少なくとも経営学的に解決しなければならないからであ

る。結論を先取りすれば、ひとつの経営学的な解決策は、株式会社の制度的柔軟性に注目し、企業の法律形態だけでなく、経済形態—単なる形態的分類だけでなく、出資・経営・支配の関係性も含めて—to注目していくことである。

一般に、会社と呼ばれる企業形態は、法律形態からみれば、①合名会社、②合資会社、③株式会社という3つの形態に分類されることが多い。この観点に立てば、株式会社が理論的にも実体的にも社会的資本の集中・糾合に適した企業形態として理解されるのは自明である。しかし、実際の株式会社は、他の企業形態に比してその経済形態は柔軟性がある。本論文ではこれを株式会社の制度的柔軟性と呼称する。

この問題を考える上で参考になる研究は、増地(1930)の「企業形態論」である。増地(1930)は企業形態を以下の4つに分類する。①単独企業、②第一種少数集団企業、③第二種少数集団企業、④多数集団企業である。①の単独企業とは、原則として一人の企業者に出資・経営・支配が合一する企業形態である。②の第一種少数集団企業は、企業者の全部について出資・経営・支配が合一する企業形態である。③の第二種少数集団企業は、企業者の中の一部が単なる出資者となり、経営・支配の機能を持たない企業者が存在する企業形態である。④の多数集団企業は、企業者が多数にのぼり、必然的に出資・経営・支配が分離した企業形態とされる。

ここで議論したい問題は、なぜ増地(1930)がこのような聞きなれない分類で、企業形態を分類しなければならなかったのかである。その理由は企業の法律形態と経済形態が異なるという点に求められる。増地(1930)は、たとえば法律形態としては株式会社であっても、経済形態としては、単独企業、即ち一人の企業者に出資・経営・支配が合

一する企業形態である企業も多く存在し、またそれ以外の企業形態、即ち経済形態としては、第一種少数集団企業や第二種少数集団企業の企業形態をとっている企業も多く存在すると主張するのである。つまり、ひとくちに株式会社という企業形態を採用している企業であっても、その経済形態は多様な形態的分類が可能であり、株式会社は他の企業の法律形態と比較して、高い制度的柔軟性を備えているのである。

つまり、経営学のこのような観点に立てば、必ずしも当時成立した企業の制度的形態が十全な制度的形態を備えた株式会社であったかどうかには拘る必要はなく、当時成立した株式会社の経済形態及びその経済的機能がどのようなものであったのか、またこれら株式会社がどのような運営原理、即ち企業統治体制の基にあったのかに注目すれば良いということになる。また、経済史・経営史分野の研究で、疑似的株式会社とされた企業も、このような経営学的観点に立てば、株式会社であると同定できる。通商会社・為替会社、第一国立銀行も株式会社であったと考えても良いのである。これらの株式会社が日本型であったかどうかについては今後の研究を通じ、慎重に検討しなければならないが、経済史・経営史分野の研究に鑑みるに、少なくとも法律的観点からいえば、欧米諸国で成立した株式会社とは異なる特質を備えていたことは明らかである。つまり、本論文の立場からいえば、日本型会社制度に関する通時分析を行う際には、これらの企業を過去の準拠点として活用できることが指摘できる。この点については、のちに改めて議論するが、在来産業を分析対象とした産地の比較優位に関する研究にも同じことがいえる。

3.2. 研究の対象領域に関する検討—近代産業部門の特殊性—

日本型会社制度に関する通時分析の可能性を検討する上で、検討すべき次の課題は、それぞれの経済史・経営史分野における会社制度に関する諸研究が研究対象とした対象領域に関する課題である。前述したが、2.1.の会社制度成立に関する研究の分析対象は、銀行・保険・紡績・鉄道・海運等、いわゆる近代産業部門であった。また、日本型企业統治制度に関する研究も同様である。例えば戦時源流説の代表的論者である岡崎(1995)が分析対象とした企業は鉱工業分野における財閥系及び非財閥系企業のそれぞれから選出された総資産額上位10社、合計20社であった。その内訳は以下である。財閥系企業が、三井鉱山、三菱重工業、三菱鉱業、住友金属工業、東洋レーヨン、日本製粉、三菱電機、住友化学、住友電線製造所、東洋高圧の合計10社、非財閥系企業が、王子製紙、日本鉱業、鐘淵紡績、東洋紡績、川崎造船所、日本石油、浅野セメント、大日本麦酒、大日本紡績、日本毛織の10社、合計20であった。一方、岡崎(1995)の見解に反証を試みた宮本・阿部(2005)が分析対象とした企業は上述したように、大阪紡績会社と日本生命保険会社の2社であった。

つまり、明治期から大正期にかけての経済史・経営史分野の会社制度に関する主要研究のほとんどは近代産業部門を分析対象としてきたのである。この点は日本型経営論も同じである。産地の比較優位に関する研究は醤油産業という在来産業における会社制度を分析対象としたが、これはむしろ例外的な存在であった。それはなぜだろうか。

この当時の日本の事情に鑑みれば、欧米列強諸国との対抗上、日本経済を近代化し、近代産業

部門に分類される企業を育成する必要があった。そのためには莫大な資本が必要とされたことは改めて指摘するまでもないだろう。このような背景があり、政府当局は欧米諸国で成立したカンパニーの設立と普及に腐心した。また、わが国の資本主義化の過程での近代産業部門が果たした役割の重要性に鑑みれば、日本の株式会社を含む会社制度成立に関する議論やその運営原理ともいえる企業統治制度の特質に関する議論が近代産業部門に焦点化されたことは必然であり、また必要であったといえる。近代産業部門における株式会社成立如何を問う研究は極めて重要な学術的意義があることは疑いえない。

しかし、その一方で、本論文の立場から言えば日本における株式会社を含む会社制度成立や企業統治制度に関する議論が近代産業部門にのみ偏る必要はなかったのではないかと考える。なぜなら、開国当初及びわが国経済の資本主義化・近代化の過程で重要な役割を果たしたのは、必ずしも近代産業部門だけではなかったからである。とりわけ、初期においては、生糸・茶・陶磁器などの在来産業部門が慢性的な輸入超過に悩まされていたわが国経済の外貨獲得の上で、重要な役割を果たしたからである。また天野(1996)が指摘するように、在来産業部門においても株式会社を含む会社制度は重要な役割を果たしたのである。

そのことを示唆する研究として、伊牟田(1968)の「明治期における株式会社の発展と株主層の形成」がある。伊牟田(1968)は、明治22年(1889年)時点における会社形態を採用した企業を分析対象とした研究である。本論文では、当時の企業は大きく以下の4つに分類されている。①少数出資者小資本型、②少数出資者大資本型、③多数出資者小資本型、④多数出資者大資本型である。①の少数出資者小資本型に分類される産業の特

徴は、煙草、味噌、醤油、陶磁器等、いわゆる在来産業に分類される工業や商業、あるいは石鹼、摺付木等、明治以降に日本に移植された新製品の中でも、技術的に容易に開業が可能で、少額の資本しか必要としない産業部門が含まれる。②の少数出資者大資本型に分類される産業は、財閥や政商が支配する傾向が高い工業や造船業である。③の多数出資者小資本型に分類される産業は零細な農民の出資を広く範囲にわたり、集中している組合的企業が多い業種、つまり、農村工業の延長線上に位置づけられる産業である。④の多数出資者大資本型に分類される産業は、社会的資金一本論文のいい方でいえば、社会的資本の集中の上に設立された近代産業の中でも非財閥系の企業がこの分類の典型的な企業であると伊牟田(1968)は指摘するのである。このような分類は増地(1930)の企業形態の経済的分類に完全に対応しているわけではないが、近似している。

その問題はさておき、本論文が指摘する事実は、当時成立した日本企業の会社制度やその運営原理である企業統治体制の特質を再び議論する上で、極めて重要である。即ち、明治22年(1889年)当時、様々な業種にわたって多様な制度的・実体的特徴を備えた企業が創立され、普及していたことが理解できる。このような理解が正しいものであるならば、株式会社を含む会社制度の利用目的のひとつに社会的資本の集中・糾合があるせよ、その利用のあり方、即ち当時の株式会社を含む会社制度の経済形態のあり方は多様であった可能性が理解できる。また近代産業部門において成立した企業の企業形態の分類でさえも経済形態から見れば多様であった可能性が理解できるのである。

つまり、2.1.会社制度成立に関する研究が分析対象としてきた近代産業部門に分類される企業の実体的形態は、伊牟田(1968)の類型でいえば、

②の少数出資者大資本型、ないし④の多数出資者大資本型に分類されるのである。さらに、踏み込んで議論すれば、社会的資本の集中・糾合のあり方も同じ近代産業部門であっても、企業の経済的な存在形態は、財閥系・非財閥系かの違いによって、異なったものであったことが理解できるのである。

伊牟田(1968)の枠組みは、2.2.日本型企业統治制度の源流に関する議論を評価する上でも役立つ。つまり、この分野の議論は日本型企业統治制度の成立時期を巡る論争であったが、日本の株式会社の出発点はアングロ・サクソン型の企業統治制度であったという点については合意されている。しかし、このような議論はあくまで近代産業という近代以前との非連続性で特徴づけられる産業部門の経験に基づくものであり、近代以前と連続性を持つ在来産業の経験を踏まえたものではない。その意味で当時の近代産業部門の特殊性に注目しなければならない。即ち、日本型の会社制度に関する通時分析の可能性を探る本論文の立場からいえば、近代産業部門にのみ日本の会社制度成立や企業統治制度に関する議論を限定する必要は必ずしもなく、在来産業部門での会社制度の利用のあり方―出資・経営・支配の関係性を含めた企業形態の経済的側面―をも踏まえた日本企業の会社制度理解及び企業統治制度理解を探求していけば良いのである。

さらに本論文の考察を深めていくために、検討を要する研究が存在する。新保(1969)の「株式会社制度と近代的経営の展開」である。本論文によると、資本主義社会における企業経営活動は、一般に株式会社という企業形態を通じて行われる。株式会社制度は外からの移植にも関わらず、明治初期以降急速に普及し、日本の工業化過程が急進展する以前に、ほぼ日本の土壤に定着したとみ

られ、近代産業部門に広く展開し、日本の工業化は株式会社企業によって担われたとしつつ、後発国の工業化においてはすべての工業が近代産業部門に近似した発展コースを描くとは限らないと指摘する。さらに、在来の部門においては、先進国の衝撃によって、輸出が急激に伸長した工業や、国内市場で先進国の近代工業製品と競争関係が成立していない工業では、別の発展コースを描くと新保(1969)は主張するのである。

近代産業部門においては、その成立の当初から巨額の資本が必要とされることが多い。銀行・鉄道・海運・紡績・保険等、一般に近代産業として分類される産業部門は産業の出発点から巨額の資本が必要とされるが故に、初発から社会的資本の集中・糾合に最も適した株式会社形態が採用される。事実、2.1.会社制度成立に関する研究の議論が、特に株式会社の成立論といえるほど、十全な制度的形態を備えた株式会社の探索と同定に議論が焦点化されたのは、このような近代産業部門の特殊性によるものだと考えることが可能である。また、2.2.日本型企业統治制度の源流に関する研究の議論も少なくとも出発点においては、アングロ・サクソン型の企業統治制度が取られていたとする理由も、以上のような近代産業部門の特殊性を前提とすれば、理解可能であるといえよう。

ただし、新保(1969)の指摘を踏まえると、以上のような近代産業部門と在来産業部門は異なった発展の経路を描く可能性があるのである。近代産業部門と在来産業部門、また在来産業部門の中でも、先発資本主義国の工業製品との国際競争が存在しない産業部門、もしくはそれらとの国際競争が存在した産業部門とで、異なった発展コースをとる。即ち、本論文の立場からいえば、近代産業部門で成立し、発展を遂げた企業と在来産業部門、ないしその中でも国際競争が存在した部門

と国際競争が存在しなかった部門とでは、株式会社を含む会社制度やその運営原理である企業統治体制の特質－出資・経営・支配の関係性を含む企業形態の経済形態－や経済的機能も異なる可能性が存在するのである。経済史・経営史に関する以上の研究は、この分野のいい方に倣えば、近代産業部門に分類される日本企業を分析対象とした日本型経営論の課題に対して、非常に重要な解決策を提示してくれるのである。

IV 日本型会社制度研究の指針に関する整理

ここまで増地(1930)、伊牟田(1968)、新保(1969)に基づき、株式会社の制度的柔軟性及び近代産業部門の特殊性という観点からこれまでの日本の経済史・経営史分野における会社制度に関する諸研究を参考にしつつ、日本型会社制度研究－日本企業の会社制度及びその運営原理である企業統治体制の通時分析－を展開する上での課題とその解決策について議論してきた。最後に、日本型会社制度研究を経営学として展開していく際の指針について、整理したい。

①まず、本論文を執筆する際に、最も困惑した問題は、日本の産業資本主義化の出発点において成立した企業の企業形態的分類に関する経済史・経営史分野の議論に明確な結論が確認できなかった点である。日本企業の会社制度及びその運営原理である企業統治制度に注目し、その通時分析を展開していくためには、日本の産業資本主義化の出発点における日本企業の企業形態的特質と現在の日本企業の企業形態的特質の異同を分析していく必要があるが、経済史・経営史分野における会社制度成立に関する議論は、株式会社の嚆矢について、有力な見解は存在するものの、

どの企業がそれにあたるのか、確定的な学説が存在しなかった。そのため過去・現在の比較を意図する本論文の立場からいえば、過去の準拠点が得られないことが問題であったのである。もちろん、この問題を経済史・経営史分野の研究の不備にあると指摘するわけではない。経済史・経営史分野の研究課題と経営学の研究課題は相違するというだけである。しかし、この問題を経営学的にどのように解決するかは、本論文の立場からいえば、最重要課題のひとつである。この問題は本論文においては、株式会社の制度的柔軟性という概念に基づき、日本の産業資本主義化の出発点において成立し、また発展を遂げた日本企業の企業形態を法律的側面だけでなく、出資・経営・支配の関係性を含む企業形態の経済的側面に注目していくことで解決可能であると指摘した。このような経営学的観点に立てば、通商会社・為替会社や第一国立銀行も株式会社として理解することが可能であり、これらの企業－もちろん、本研究では取り上げることができなかったその他の企業も含めて－を分析対象として、経営学的な議論の俎上に挙げることができるのである。

このような経営学的観点からいえば、日本型企業統治制度に関する通時分析を展開する際にも役立つといえる。つまり、経済史・経営史分野における日本型企业統治制度に関する議論は、日本型企业統治制度の成立時期を巡る論争であった。それによれば、日本型企业統治制度の成立時期に関しては様々な論争があるにせよ、日本の株式会社の企業統治制度の特質は出発点から変質点まではアングロ・サクソン型の企業統治体制であったことがわかっている。しかし、法律形態という観点から十全な株式会社から除外された企業－通商会社・為替会社－や疑義がある企業－第一国立銀行－の運営原理、即ち企業統治体制が

どのようなものであったかに注目し、当時の日本企業と現在の日本企業を分析対象として、日本型企業統治制度の連続性や非連続性を明らかにすることで、経営学において日本型企業統治制度に関する学術的意義のある議論が展開できる可能性がある。

②次に、日本型会社制度に関する通時分析を展開する際の指針として指摘できるのは、近代産業部門の特殊性－前近代社会との連続性ではなく、非連続性を特質とすること－に注目していく必要があるという点である。これまでの経済史・経営史分野の議論では、会社制度やその統治制度に関する議論が近代産業部門を基にしていた点については前述した。これは経営学における議論も同じであった。確かに、日本経済の近代化及び日本の経済発展や経営発展を議論する際には、近代産業部門が果たした役割の重要性に鑑みても、近代産業部門が議論の中心となることは必然であるし、またこれらの経済史・経営史分野の研究は学術的にも極めて重要である。しかし、当時の日本経済の実情に鑑みれば、在来産業も日本の近代産業を育成する外貨という資本を獲得する上で、重要な役割を果たし、また株式会社を含む会社制度も在来産業においても重要な役割を果たしたのである。それに加え、日本型会社制度に関する日本型という経営学的視点からの通時分析を目指す本論文の立場からいえば、近代産業部門だけでなく、在来産業部門の経験も踏まえた日本型会社制度研究を展開する必要があると考える。なぜなら、近代産業部門は、基本的に(あくまで基本的に)前近代社会との非連続性で特徴づけられる産業部門だからである。このような産業部門の特質は、日本型の会社制度や企業統治制度のあり方を考える際には、前近代社会と連続性のある在

来産業部門に比較した場合、一定の問題があるのである。

つまり、日本型会社制度に関する通時分析を展開する場合、在来産業部門という前近代社会との連続性が存在する産業部門に焦点をあて、ここで成立・発展を遂げた企業がどのような企業形態的特質を備え、またどのような企業統治制度を採用したのか、またその発展のコースがどのようなものかを前近代社会と近代社会の連続性を意識しつつ明らかにし、また、それが近代産業部門で成立・発展を遂げた企業の企業形態的特質や企業統治制度の特質とどのように異なるのか、或いは共通するのかを明らかにしていく必要がある。経済史・経営史分野の研究は、これら重要な論点を提示してくれているのである。

③これまでの経済史・経営史の議論で参考になる点は、在来産業部門の中でも、先発資本主義国である欧米諸国の工業製品との国際競争が存在した産業部門と国際競争が存在しなかった産業部門とでは、株式会社制度を含む会社制度の特質や経済的機能及び発展のコースが異なる可能性があることである。このことは、産業の成立自体に巨額の資本が必要とされる近代産業部門の特殊性を示すと共に、またその一方で在来産業においても国際競争の有無によって、会社制度及びその運営原理である企業統治制度の特質に相違がある可能性を示唆している。その意味で言えば、本論文でとりあげた産地の比較優位論も社会的資本の集中・糾合形態としての会社制度及びその最高の形態である株式会社制度が後発産地の資本蓄積の低位性を克服するための手段として理解され、これらの産地内での早期の採用及び普及が産地の比較優位の要因であると指摘する点で、会社制度成立に関する研究と同質的な会社理解に立脚し、会社制度及び株式会社の一般的

な経済的機能を指摘するに留まっている。本論文は、在来産業を研究対象とし、株式会社を含む会社制度の経済的機能と産地の比較優位との関係を明らかにした画期的な研究であり、その学術的意義に異論を指し挟む余地はもちろんない。ただし、本論文の立場から言えば天野（1996）は醤油産業という国際競争のない産業部門における会社制度や株式会社の経済的機能及び近代産業部門を含む他の特性を備えた産業部門とそれらの発展コースがどのように異なるのか、経済史・経営史の観点からみても興味深いテーマが内在するように思える。

そのことを踏まえた上で、株式会社の制度的柔軟性という経営学的視点に立ち、日本型会社制度に関する通時分析を行う際には、さらに踏み込んで、当時の湯浅や小豆島、その他の醤油産地で成立・発展を遂げた企業が経済的にどのような企業形態を備えていたのか、またそれがどのような経済的機能を果たしたのかについて、経営学的な分析の俎上にあげていくことが可能であるように思う。このことは産地の比較優位論の結論が誤りであるかもしれないと指摘しているわけではもちろんない。醤油産業はその産業の特性上、国際競争が存在しなかった産業部門であり、故に会社制度及び株式会社制度の早期からの採用・普及により、生産設備を近代化し、規模の経済性を発揮することで、産地の比較優位の要因となったと考えることが可能であり、産地の比較優位論の指摘は経営学的視点に立っても、説得力があるように思われるのである。

V 最後に

ここまで、経済史・経営史分野における日本の会社制度に関する主要な研究をとりあげ、その内

容を整理すると共に、日本型会社制度研究—会社制度やその運営原理である企業統治制度の特質に関する通時分析—を経営学的視点に基づいて展開する際に、何が課題となるのか、またこのような課題が正しいとすれば、それを経営学としてどのように解決しうるのか、その指針について考察を加えてきた。本論文で提示した課題やその解決策に基づいて、日本で成立・発展を遂げた会社制度及びその運営原理である企業統治制度を通時分析した結果がどのようなものになるかは未知数である。本論文が依拠した伊牟田（1968）及び新保（1969）が提示する枠組みは、近代産業部門や在来産業部門、或いは国際競争が存在した産業部門と存在しなかった産業部門で、会社制度の発展コースが異なること、即ち日本型会社制度の通時分析は、日本で成立・発展を遂げた会社制度や企業統治制度の通時的な共通点—連続性—よりも、むしろ相違点—非連続性—を明らかにする可能性も高いからである。この場合、本論文で検討された課題やその解決策に基づく経営学的研究はむしろ日本で成立・発展を遂げた会社制度やその運営原理を示す企業統治制度の多様性や多系性を検討することとなる。しかし、日本型会社制度に関する通時分析はそのどちらをも理論的射程の範囲内に捉えている。つまり、いずれの結果になるにせよ、経営学における日本型経営論の、経済史・経営史研究のいい方を借りれば、近代産業部門に分類される日本企業、その中でも高度成長期に限定されていた議論を、これも同じように経済史・経営史のいい方に従えば、在来産業の経験を踏まえつつ、高度成長期以前の時代を含めた歴史的連続性の中に位置づけ、その有効性や限界を再び経営学の学術的議論として問うことを可能とするのである。会社制度とはその本質は、人と人、人と資本との協働の形態である。企業形態とはそれを

類型化したもので、企業統治制度とは、その運営の基本的なルールである。日本型会社制度研究はビジネスの分野に限定されるけれども、日本人の協働のあり方を問うひとつの学問領域であり、魅力的な研究領域であると思う。経済史・経営史分野の学術的知見に学びつつ、経営学研究として、一歩ずつでも研究を前進させて行きたいと考える。

本論文で取り上げた経済史・経営史に関する研究は、膨大な研究蓄積がある中の一部である。とりわけ、経済史・経営史分野の研究で企業形態の法律的側面ではなく、実体的側面を取り扱った研究も多く存在する²⁾。また、江戸期を対象とした企業形態に関する研究も同じように多数存在する。これらの研究を経営学的にどのように扱えば良いのか、また、私の研究領域の本丸である経営学分野における会社制度や企業統治制度の経営学的研究の整理についても別稿とさせていただきます。

最後に、筆者は経済史・経営史分野の専門家ではない。本論文で引用した文献以外にも参照しなければならない文献も多く、また、それぞれの文献の解釈についても専門家からみれば、異論のあることも多いと思う。あくまで経営学研究の一環として、歴史分野の研究を参照・活用しているという点で、未熟な点についてはご寛恕いただくと共に、専門家の立場から様々なアドバイスをいただければ幸甚である。なお、本論文で参考文献に掲載した論文は紙面の都合上、最小限にとどめた。その点についてもお詫び申し上げたい。

参考文献

- 天野雅敏「醤油産地の比較史－湯浅と小豆島－」安藤精一・藤田貞一郎編『市場と経営の歴史－近世から近代への歩み』清文堂出版、1996年。
- 伊牟田敏充「明治期における株式会社の発展と株主層の形成」大阪市立大学経済研究所編『明治期の経済発展と経済主体』日本評論社、1968年。

2) 例えば、本論文で取り上げていないが、明治期の企業形態に注目した研究として、Chakepaichayon(1981;1982)などがある。

- 上田貞次郎『訂正増補株式会社経済論』富山房、1913年。
- 大塚久雄『大塚久雄著作集第一巻 株式会社発生史論』岩波書店、1969年。
- 岡崎哲司「日本におけるコーポレート・ガバナンスの発展－歴史的パースペクティブ」青木昌彦＝ロナルド・ドーア編『国際・学際研究 システムとしての日本企業』NTT出版、1995年。
- 柴田淳郎「陶磁器産業における会社制度に関する諸研究」神戸大学大学院経営学研究科博士課程学位論文、2006年。
- 新保博「株式会社制度と近代的経営の展開」『経営史学』第二巻第一号、1969年。
- 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』経済評論社、1966年。
- 高村直助『歴史文化ライブラリー5 会社の誕生』吉川弘文館、1996年。
- 増地庸治郎『訂新 企業形態論』千倉書房、1930年。
- 宮本又郎・阿部武司「会社制度成立期のコーポレート・ガバナンス」伊丹敬之・藤本隆宏・岡崎哲司・伊藤秀史・沼上幹編『リーディングス 日本の企業システム 第Ⅱ期 第2巻 企業とガバナンス』有斐閣、2005年。
- 由井常彦「わが国会社企業の先駆的諸形態」『明治大学経営論集』第10巻第4号、1963年。
- 由井常彦「明治初期の会社企業の一考察」大塚久雄他編『資本主義の形成と発展』東京大学出版会、1968年。
- 由井常彦「会社制度の導入」中川敬一郎他編『近代日本経営史の基礎知識』有斐閣、1974年。
- Vichian Chakepaichayon「明治初期の会社企業－81社の定款分析(1)」『大阪大学経済学』第31巻1号、1981年。
- Vichian Chakepaichayon「明治初期の会社企業－81社の定款分析(2)」『大阪大学経済学』第32巻1号、1982年。

Challenges and Solutions for Japanese-Style Company System Research

The Flexibility of Joint-Stock Companies and the Peculiarities of the Modern Industrial Sector

Atsuro Shibata

The purpose of this paper is to identify challenges and develop solutions for research on the Japanese-style company system in the academic field of business management by examining research findings on company systems in the context of Japan's economic and business management history. More specifically, research on the Japanese-style company system refers to the study of the characteristics of the Japanese-style company system and the diachronic analysis of the corporate governance structure that provides the guiding principles for the company system. The studies on Japanese economic and business history that this paper will draw upon can be roughly grouped into three areas: (1) the formation of company systems, (2) the origin of the Japanese-style corporate governance structure, and (3) the comparative advantages of production locations.

To achieve the above stated purpose, this paper will approach its theme from two perspectives: (1) What are the characteristics of the company system and the corporate governance structure providing its guiding principles, which were formed and developed from the Meiji to the Taisho period—in other words, the dawn of Japan's industrial capitalism? Drawing on various studies of economic and business administration history, this paper will shed light on the features and operational

philosophy of the company system. (2) How should the study of the Japanese-style company system in the academic field of business management be approached from this point forward? Referring to previous studies of economic and business management history, we will discuss the challenges and solutions of this research area.

In addition to discussing the above topics, this paper will argue, based on the flexibility of the joint-stock company system, the need to consider the ideal styles of the company systems and corporate governance systems that formed and developed in Japan. Furthermore, keeping in mind the peculiarities of the modern industrial sector, the paper recognizes the continuity between premodern and modern societies, and emphasizes the need for business management research on company systems and corporate governance systems with a focus on traditional industries.

